

平成 14 年度

協同農業普及事業年次報告書

農林水産省

## 平成14年度

### 協同農業普及事業年次報告書

本報告書は、農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第15条の規定により、平成14年度における農業に関する普及事業の助長のために定められた予算の支出額及び協同農業普及事業交付金(以下単に「交付金」という。)の交付を受けて実施された事業の結果を取りまとめ、財政法(昭和22年法律第34号)第40条の規定による歳入歳出決算の添附書類として国会に提出するために作成したものである。

### 目 次

頁

第1 平成14年度の予算 ..... (1)

第2 平成14年度において実施された事業の概要 ..... (2)

1 普及職員の設置	.....	(2)
(1) 専門技術員	.....	(2)
(2) 改良普及員	.....	(4)
2 普及職員の活動	.....	(5)
(1) 専門技術員	.....	(5)
(2) 改良普及員	.....	(6)
3 地域農業改良普及センターの運営	.....	(7)
(1) 指導用機材の整備	.....	(8)
(2) 情報の収集・整理・提供	.....	(8)
(3) 巡回指導用車両の整備	.....	(8)
(4) 地域農業改良普及推進協議会等の開催	.....	(8)
(5) 産休等改良普及員代替職員の設置	.....	(8)
(6) 新規就農促進活動の実施	.....	(8)
(7) 普及情報協力者の設置	.....	(9)
4 普及協力委員の活動	.....	(9)
5 農業者研修教育施設の運営	.....	(9)
(1) 施設の運営	.....	(9)

(2) 指導職員の研修の実施	.....	(9)
(3) 研修教育用機材の整備	.....	(9)
6 改良普及員の研修	.....	(9)
(1) 都道府県において行った研修	.....	(10)
(2) 国において行った研修	.....	(11)
7 農村青少年団体の指導者の育成	.....	(11)
(1) 農村青少年に対する研修	.....	(11)
(2) 青年農業士の育成	.....	(12)
付 表	.....	(14)

## 第1 平成14年度の予算

農業改良助長法により交付金を交付される協同農業普及事業の内容は、同法第14条第1項の規定により、次のように定められている。

- 一 専門技術員及び改良普及員を置くこと。
- 二 専門技術員又は改良普及員が次条第2項、第3項又は第5項の事務を行うことにより、普及指導活動を行うこと。
- 三 地域農業改良普及センターを運営すること。
- 四 普及協力委員が第14条の7第2項の規定により活動を行うこと。
- 五 農業者研修教育施設において農業後継者たる農村青少年その他の農業を担うべき者に対し近代的な農業経営の担当者として必要な農業経営又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識を習得させるための研修教育を行うこと。
- 六 改良普及員の研修及び農業経営又は農村生活の改善を目的とする農村青少年団体の指導者の育成を行うこと。

平成14年度において定められた交付金の額は、27,745,823,000円であり、その都道府県別の額は付表1のとおりである。

(参考)

第14条の2 (略)

- 2 専門技術員は、試験研究機関、市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な連絡を保ち、専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法について、調査研究を行うとともに改良普及員を指導する。
- 3 専門技術員は、前項の事務の遂行に支障のない範囲内で、直接農業者に接して、農業経営又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導に当たることができる。

4 (略)

- 5 改良普及員は、巡回指導、相談、農場展示、講習会の開催、器材の利用その他の手段により、直接農業者に接して、農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導に当たる。

6 (略)

第14条の7 (略)

- 2 普及協力委員は、改良普及員に協力して農業経営又は農村生活の改善に資するための活動を行う。

## 第2 平成14年度において実施された事業の概要

協同農業普及事業については、近年の農業及び農村を巡る情勢の著しい変化に対応し、能率的で環境と調和のとれた農法の発達、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域特性に即した農業の振興を図り、併せて農村生活の改善に資するため、農林水産大臣が定める協同農業普及事業の運営に関する指針を基本とし、都道府県が定める協同農業普及事業の実施に関する方針に従って、次とおり実施した。

### 1 普及職員の設置

協同農業普及事業に従事する職員として、都道府県に専門技術員と改良普及員が設置されている。

なお、専門技術員及び改良普及員の任用に当たっては、農業改良助長法第14条の3の規定により一定の資格が必要とされており、この任用資格は、資格試験に合格した者に与える方法と一定の学歴及び経験を有する者に与える方法(無試験任用)の二つの方法が定められている。

#### (1) 専門技術員

##### ア 専門技術員の設置

専門技術員は、試験研究機関、市町村、農業に関する団体及び教育機関等と密接な連絡を保ち、専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法について、調査研究を行うとともに改良普及員に対する指導を行っている。

また、専門技術員は、土地利用型作物、野菜、果樹、花き、農業経営及び生活経営、普及指導活動等16専門項目に区分されている。

専門技術員の設置に当たっては、都道府県が農業事情等を勘案して、国の定める専門項目から選定し、有資格者の中から設置している。

平成14年度末における設置数は632人であり、その専門項目別、学歴別及び年齢別構成は、次表のとおりである。

なお、専門技術員の都道府県別設置数は付表2のとおりであり、都道府県別の専門項目別設置数は付表3のとおりである。

専門技術員の専門項目別設置数（平成15年3月31日現在）

専門項目		員数	専門項目		員数
土地利及	用型作	12人	※農業	機械	7人
※稲	及び作物	37	※労働	生産	15
※	稻	7	※被農業	生活	1
※麦野	及及び雜	2	※農業経営	経営	21
※野果特	菜及びいも	28	※農業活	管	41
※工芸	産作物及び雜	53	※家庭農	理	16
※工芸	芸作物及び作	59	※農產物流	加工	1
※養花	蚕	9	※農產物利	加工	6
※飼料	牛及び肉用牛並びに飼料作物	14	※食農	活	9
※乳牛	及び草地改	1	※居住	物興	4
※畜	及び肉用	49	※農業振	境	2
※養土	一	13	※男女共	居画	3
※養病	及び	10	※農業を担	同参	8
農業	壤及び肥害	21	べき者	育成	1
		2	※普及指導	(青少)動	3
		7	※普及指導	活動	4
		3	※普及指導	(農業)	16
		4	※普及指導	(農村生活)	17
		2			29
		38			11
		41			
		4			
			合	計	632

注) ※の付してある専門項目の専門技術員は、昭和59年度、平成4年度及び平成13年度における専門項目の再編以前に取得した資格で設置されているものである。

専門技術員の学歴別構成（平成15年3月31日現在）

区分	大学院	大 学	新農講	短 大		高 校	計
				短 大	農講等		
員 数(人) 比 率(%)	71 11.2	416 65.8	4 0.7	64 10.1	75 11.9	2 0.3	632 100.0

注) 新農講…短大卒又は同等の学力のある者を入学資格とする2年課程の農業講習施設(以下同じ。)  
農講等…農業講習所、生活改良普及員養成施設、農業者研修教育施設、独立行政法人農業技術研究機構研修等(以下同じ。)

専門技術員の年齢別構成（平成15年3月31日現在）

区分	31～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56歳以上	計
員 数(人) 比 率(%)	1 0.2	52 8.2	185 29.3	168 26.6	152 24.0	74 11.7	632 100.0

#### イ 専門技術員の資格試験

専門技術員の資格試験は、農林水産大臣が「専門技術員資格試験等に関する省令」(昭和27年農林省令第71号)に基づき実施しているが、平成14年度における試験の実施概要は、次表のとおりである。

### 専門技術員資格試験実施概要

専門項目区分	土地利用型作物	野菜	果樹	特産作物	花き	乳牛及び肉用牛並びに飼料作物	豚及び鶏	土壤及び肥料
受験者数(人)	136	160	144	27	119	55	14	64
合格者数(人)	16	20	21	4	9	9	3	15
合格率(%)	11.8	12.5	14.6	14.8	7.6	16.4	21.4	23.4

専門項目区分	病害虫	農業労働及び農業機械	農業経営及び生活経営	農産物流通及び食品加工	農村振興	男女共同参画	農業を担うべき者の育成	普及指導活動
受験者数(人)	91	15	92	21	24	41	30	52
合格者数(人)	15	5	24	3	12	15	7	10
合格率(%)	16.5	33.3	26.1	14.3	50.0	36.6	23.3	19.2

専門項目区分	稲及び麦	野菜及びいも類	工芸作物及び雑穀	飼料作物及び草地改良	養蚕	乳牛及び肉用牛	養豚	養鶏
受験者数(人)	9	9	6	3	1	3	1	1
合格者数(人)	3	3	1	2	0	1	0	0
合格率(%)	33.3	33.3	16.7	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0

専門項目区分	農業機械	農業経営	労働衛生	生活経営	普及指導活動(農業)	普及指導活動(青少年)	合計
受験者数(人)	1	5	2	1	1	4	1,132
合格者数(人)	0	3	0	0	0	1	202
合格率(%)	0.0	60.0	0.0	0.0	0.0	25.0	17.8

## (2) 改良普及員

### ア 改良普及員の設置

改良普及員は、その大部分が地域農業改良普及センターに所属し、直接農業者に接して農業経営又は農村生活の改善に関する普及指導活動を行っている。また、一部の改良普及員にあっては農業者研修教育施設(県農業大学校)に所属し、農業後継者たる農村青少年その他の農業を担うべき者の研修教育を行っている。

平成14年度末における設置数は9,230人であり、その学歴別及び年齢別構成は、次表のとおりである。

なお、改良普及員の都道府県別設置数は付表2のとおりである。

改良普及員の学歴別構成（平成15年3月31日現在）

区分	大学院	大 学	新農講	短 大		高 校	計
				短 大	農講等		
員 数(人) 比 率(%)	910 9.9	5,798 62.8	394 4.3	829 9.0	1,194 12.9	105 1.1	9,230 100.0

改良普及員の年齢別構成（平成15年3月31日現在）

区分	25歳以下	26～30歳	31～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56歳以上	計
員 数(人) 比 率(%)	256 2.8	1,087 11.8	1,681 18.2	1,768 19.1	1,271 13.8	851 9.2	1,192 12.9	1,124 12.2	9,230 100.0

イ 改良普及員の資格試験

改良普及員の資格試験は、都道府県が条例で定めるところにより行っているが、全国的な統一を図るため農林水産省において条例準則を示している。

平成14年度における試験の実施概要は、次表のとおりである。

改良普及員資格試験実施概要

学歴 区分	大学院	大 学	新農講	短 大		高 校	計
				短 大	農講等		
受験者数(人) 合格者数(人) 合 格 率(%)	297 251 84.5	1,658 1,182 71.3	205 121 59.0	36 20 55.6	104 61 58.7	56 28 50.0	2,356 1,663 70.6

## 2 普及職員の活動

### (1) 専門技術員

専門技術員の活動は、改良普及員に対する指導、専門の事項についての調査研究、試験研究機関等関係機関との連携等多岐にわたっている。

専門技術員は、個別に専門事項についての活動を行うほか、必要に応じて近年の農業技術の高度化、総合化の状況に対応し、プロジェクトチームの編成を行い、課題解決に当たっている。

#### ア 現地指導の実施

各都道府県内の地域農業改良普及センター、普及指導現場等を巡回し、改良普及員に対する指導を行った。

#### イ 調査研究の実施

改良普及員に対する指導の充実を図るため、農業の生産現場で生じている技術及び経営に係る問題又は農村生活の課題の解決方法等について、農業者のは場等において実証調査等を行うとともに、実験研究、資料調査、実態調査等を行った。

平成14年度に実施した調査研究の内容別課題数は、次表のとおりである。

調査研究の内容別課題数

調査研究内容	個別対応	プロジェクトチーム対応	計
認定農業者及び組織経営体の育成及び支援	22	12	34
新規就農者及び就農希望者の育成及び支援	11	1	12
経営への参画を目指す女性農業者等の育成及び支援	17	5	22
水田農業経営の確立	37	13	50
畑作・畜産等地域重点作目の振興	93	35	128
環境と調和した持続性の高い農業生産方式への転換	38	31	69
中山間地域に対する支援	7	8	15
農村生活・営農環境の改善等むらづくりに対する支援	9	6	15
農山漁村における男女共同参画社会の形成	13	9	22
農村高齢者に対する支援	3	1	4
その他	40	19	59
合 計	290	140	430

#### ウ 農業者の指導

改良普及員に対する指導及び調査研究の事務の遂行に支障のない範囲内で、直接農業者に接して、農業経営又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行った。

#### エ 指導用機材・資材の整備

専門技術員が調査研究又は改良普及員に対する指導を円滑に行うため、穀物食味成分分析計、ポータブルデジタル顕微鏡等の分析・診断機材、視聴覚機材、その他各種専門図書等を12道県において整備した。

また、農業振興上重要な地域であって専門技術員の現地指導活動を強化することが必要な地域が、都道府県の中心的な試験研究機関その他専門技術員の中心的な配置場所から遠距離にある等の場合には、当該地域に所在する試験研究機関等に地方専技室を設置している。

#### (2) 改良普及員

##### ア 活動体制

改良普及員の活動については、地域農業改良普及センターを拠点として、巡回指導、相談、実証ほの設置、実証モデル農業者の設定、情報の提供等の活動を総合的かつ体系的に行うことにより、直接農業者に接して、農業経営又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行っている。

改良普及員の活動体制は、改良普及員相互の密接な連携の下に、高度かつ総合的な普及指導活動を計画的に行うため、管轄区域内の農業及び農村の実態に即して、地域農業改良普及センターの総合指導力が発揮されるような活動体制となっている。

すなわち、①管轄区域をいくつかの活動地域に区分し、それぞれの活動地域ごとに改良普及員からなるチームを編成し、普及指導活動を行う活動方式、②改良普及員が専門部門ごとに必要に応じていくつかのチームを編成し、管轄区域全体を対象として普及指導活動を行う活動方式、③上記①及び②を併用した活動方式のいずれかのうち、管轄区域内の農業及び農村の実態に即した適切な活動方式を定めるとともに、チームの普及指導活動を総括する改良普及員を置き、チーム内の改良普及員相互の協調を図りながら、當時、地域の農業者に密着した活動を行っている。また、市町村等に対する窓口的な役割を果たす改良普及員を置き、市町村等における普及事業と関連の強い重要施策や普及指導活動に対する具体的要請の把握を行う等市町村及び関係機関、団体と密接な連携を図りながら地域に密着した活動を行っている。

普及指導活動の方法としては、重点的に普及指導活動を行う必要性の高い個別農業者、法人、集団又は地域を重点指導対象として設定し、重点指導対象に対する普及指導活動の成果を管轄区域内に波及させることにより、効果的かつ効率的な普及指導活動を行っている。

また、普及指導活動を体系的、継続的に行い、その効果を高めるため、普及指導計画を樹立し、これに即した活動を行っている。普及指導計画は、基本計画と年度計画からなっている。基本計画は、①長期的視点に立って普及指導の方向を明らかにすること、②重点指導対象を設定すること等を目的とするおおむね5年間の計画であり、年度計画は、基本計画に即して各年度の具体的な活動の進め方を定めている。特に、重点指導対象を中心に、計画の樹立、実施、評価、計画の変更等の手続を常時繰り返して、普及指導活動の深化を図っている。

#### イ 活動内容

改良普及員の活動は、経営感覚に優れた農業の担い手の育成支援を図るとの観点から、「認定農業者及び組織経営体の育成及び支援」、「新規就農者及び就農希望者の育成及び支援」、「経営への参画を目指す女性農業者等の育成及び支援」等の課題を重点に行った。

また、地域の重点課題への農業者自らによる取組に対し支援との観点から、「水田農業経営の確立」、「担い手が活躍できる環境づくり」、「環境と調和した持続性の高い農業生産方式への転換」、「中山間地域等における高付加価値型農業の実現」、「農山漁村における男女共同参画社会の形成」、「高齢化に応じた農村生活・営農環境の改善」等の課題を重点に行った。

### 3 地域農業改良普及センターの運営

地域農業改良普及センターは、改良普及員の活動の拠点であり、そこに所属する改良普及員の行う活動の連絡調整、地域の特性に応じた農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術、知識の総合化を推進して普及指導の計画性と総合性を高め、併せて市町村、農業委員会、農業協同組合等との連絡を緊密にし、農業者に対する農業経営又は農村生活の改善に関する情報の提供及び新規就農を促進するための活動を行うことを目的として設けられ、その位置、名称及び管轄区

域は各都道府県の条例によって定められている。平成14年度末で464の地域農業改良普及センターが設けられており、都道府県別の地域農業改良普及センター数は付表2のとおりである。

平成14年度においては、地域農業改良普及センターを拠点とした普及指導活動の効果的、効率的な推進を図るため、指導用機材及び巡回指導用車両の整備、情報の収集・整理・提供等を行った。

#### (1) 指導用機材の整備

改良普及員が普及指導活動を行う上で必要な農業に関する高度な分析・診断機材、視聴覚機材、農業者に対する情報の提供に必要な機材等を地域農業改良普及センターに整備した。

整備を行った主要な機材は次のとおりである。

区分	種類
分析・診断機材	土壤水分計、糖度計、ECメーター、pHメーター、実体顕微鏡、純水製造装置、葉緑素計等
視聴覚機材	デジタルカメラ、液晶プロジェクター、デジタルビデオ等
情報処理・提供機材	パソコンコンピュータ、ファクシミリ、デジタル印刷機等

#### (2) 情報の収集・整理・提供

普及指導活動を効率的に行い、農業者に有益な農業経営又は農村生活の改善に関する情報を提供し、及び新規就農の促進に資するため、農業者、集団及び青少年並びに技術、経営、普及指導活動等に関する情報を収集・整理・提供した。

#### (3) 巡回指導用車両の整備

効率的、機動的な普及指導活動を行うため、地域農業改良普及センターに巡回指導用車両を295台整備した。

#### (4) 地域農業改良普及推進協議会等の開催

普及指導活動の効果的な推進を図るため、地域農業改良普及センター又は市町村を単位として農業者、市町村、農業協同組合等関係機関・団体職員及び普及協力委員を構成員とする地域農業改良普及推進協議会等を開催し、普及指導活動に関するニーズ及び普及指導活動に対する評価の把握、関係機関・団体との役割分担についての協議等を行った。

#### (5) 産休等改良普及員代替職員の設置

普及指導活動の円滑な維持推進を図るため、改良普及員の産前産後の休暇・育児休業中にその普及指導活動を代替して行う者として、任用資格を有する者の中から産休改良普及員代替職員を82人、育児休業改良普及員代替職員を102人設置した。

#### (6) 新規就農促進活動の実施

農業・農村への理解・関心を深め、新規就農に向けた啓発及び相談を行うため、交流会・研修会等を開催するとともに就農相談員を189人設置した。

#### (7) 普及情報協力者の設置

普及指導活動の効果的、効率的な推進を図るため、普及指導活動に関する課題を収集し、又は地域の技術及び知識の周辺農業者への情報提供等に協力する者として普及情報協力者を設置した。

### 4 普及協力委員の活動

専門的な技術等についての農業者からの多様なニーズに応えるため、都道府県が農業又は農業に関連する農産物加工等の事業について識見を有する者を普及協力委員として3,480人委嘱し、改良普及員に協力して農業経営又は農村生活の改善に資するための活動等を行った。

### 5 農業者研修教育施設の運営

農業後継者たる農村青少年その他の農業を担うべき者に対して、農業技術の高度化、経営の専門化等の動向に対応できる高度の技術能力及び経営管理能力、農村生活を向上させるため必要な能力等を習得させることにより、次代の農業及び農村を担う優れた青年農業者等を育成することを目的として、40道府県に農業者研修教育施設(県農業大学校)が設置されている。

#### (1) 施設の運営

農業者研修教育施設(県農業大学校)においては、長期の研修教育を行うための養成部門を置くとともに、養成部門の卒業者等に対し高度の研修教育を行う研究部門を11校に置き、また、農業を担うべき者に対し経営等の発展段階に応じて生涯学習の観点から短期の研修を行う研修部門を38校に置いている。

養成部門においては、専門課程及び専攻コースを設け、講義及び演習・実習により、次代の農業及び農村を担う優れた青年農業者として必要な技術及び知識を計画的、実践的に習得させ、研究部門においては、専攻区分を設け、経営環境の変化に迅速に対応し得るより高度な経営管理能力を習得させた。また、研修部門においては、新たに就農を希望する者、青年農業者、中堅農業者、先進的農業者等に対し、経営の発展段階、地域における役割等に応じて農業経営又は農村生活に関する技術及び知識を体系的に習得させた。

#### (2) 指導職員の研修の実施

農業後継者たる農村青少年その他の農業を担うべき者の研修教育に当たっている農業者研修教育施設(県農業大学校)の指導職員の指導能力の向上に資するため、新任者研修及び指導職員が当面している課題の解決のための知識及び技術、新たに開発された技術、経営管理方法、実践教育方法等を習得させるための研修を実施し、60人が受講した。

#### (3) 研修教育用機材の整備

研修教育に必要なトラクター、実体顕微鏡、pHメーター等の機械及び機材を計画的に整備した。

### 6 改良普及員の研修

農業技術の高度化、農業経営の専門化、農業者の生活の多様化、農村生活環境の変化等に対応し、的確な普及指導活動を推進し得るよう、改良普及員としての職務及び経験年数に応じた指導

能力の向上並びに改良普及員が当面する具体的問題点を解決するための知識及び技術の習得のため、平成14年度には次のような研修を実施した。

(1) 都道府県において行った研修

ア 地域農業改良普及センター一段階

(ア) 新任期研修

新任期の改良普及員に対して、指導助言を行う改良普及員(トレーナー)を明確にし、現地における普及指導活動の中で基礎指導力を早期に確立させるための任地研修等を実施した。

(イ) 現地課題解決研修

経験年数おおむね10年までの改良普及員に対して、現地の技術課題等を解決するための適切な普及指導活動の方法等についての研修を日常の業務を通じて実施した。

(ウ) 自己能力開発研修

改良普及員が普及指導活動を行う上で必要な新しい技術・知識を習得し、自己能力を開発及び向上させるためのグループ学習等の研修を実施した。

イ 都道府県段階

(ア) 新任期研修

新任期の改良普及員に対して、普及事業の概要、普及指導方法、技術課題、各県の農政課題等に関する集合研修を実施するとともに、実践的な指導力を養成するため、県農業大学校、試験研究機関等における研修を実施した。

(イ) 技術強化研修

経験年数おおむね4年以上の改良普及員に対して、高度・先進的技術、各県固有技術等の専門技術の強化のための研修、経営、流通、情報等に関する研修を実施した。

(ウ) 総合課題解決研修

経験年数おおむね10年以上の改良普及員に対して、地域農業の組織化、農業・農村の活性化等の地域の総合的な課題を解決させるための研修を実施した。

(エ) 企画・管理研修

経験年数おおむね15～20年以上の改良普及員に対して、改良普及員の組織的な活動強化、効果的な研修の実施、地域農業改良普及センターと他機関との連携強化等、地域農業改良普及センターにおける普及指導活動の企画・管理上の諸課題を解決できる能力を養うための集合研修を実施した。

(オ) 留学派遣研修

経験年数4年以上の改良普及員に対して、研修目標を達成する上で必要となる先進的な技術・知識、普及指導方法等を習得させるために、試験研究機関への留学研修及び市場、先進地等への派遣研修を実施した。

## (2) 国において行った研修

### ア 新任期研修

新任期の改良普及員に対して、農政の基本的な推進方向、普及事業の基本的な推進方向、普及指導活動の進め方等に関する基礎知識及び技術を習得させるため、4日間及び5日間の研修を実施した。

### イ 農政課題研修

改良普及員に対して、当面する農政の重要課題である農山漁村における男女共同参画社会の形成に向けた経営体の育成及び地域資源活用による地域活性化の推進に必要な女性・高齢者活動の支援に関する具体的な知識及び技術を習得させるため、4日間の研修を実施した。

### ウ 技術研修

改良普及員に対して、普及指導活動に必要な知識及び技術を習得させるとともに、高度な普及指導活動の展開に必要な応用技術を体系的に理解させ、今後の現地活動の方向づけに必要な能力を付与するため、農村振興関係並びに農産物流通及び食品加工関係について各々12日間の研修を実施した。

### エ 所長研修

新任の地域農業改良普及センターの所長に対して、当面の農政の重要課題、地域農業改良普及センターにおける組織運営、組織的な普及指導活動の推進方法等に関する知識を習得させ、所長としての指導能力の向上を図るため、5日間の研修を実施した。

## 7 農村青少年団体の指導者の育成

農村青少年団体の指導者の育成については、日常の普及活動に加え、農村青少年に対する研修、青年農業士の活動の助長等を行うことを通じ、優れた青年農業者の育成を図った。

### (1) 農村青少年に対する研修

農村青少年に対し、その成長段階に応じ、就農意欲を喚起し、近代的な農業経営を担当するにふさわしい農業生産技術、農業経営技術、農家生活技術等を計画的に習得させ、又は、その集団活動を促進させるための研修等を実施した。

平成14年度において実施した研修の主なものは、次のとおりである。

### ア 緑の学園の開催

高等学校在校生で将来農業に就業しようとする者を対象に、農業への理解と関心を深め、農業の担い手としての意欲を高揚させるため、夏期休暇等を利用し、農業者研修教育施設(県農業大学校)等で農業に関する実習及び研修会等を35府県で実施した。

### イ 講座制研修

就農青少年の農業経営や農家生活に関する総合的能力を養うため、段階的、体系的に研修が受けられるパートタイム方式の研修を地域農業改良普及センターと農業者研修教育施設(県農業大学校)等との緊密な連携のもとに33府県において実施した。

## (2) 青年農業士の育成

農村青年の研修教育等に励みと目標を与えるとともに、農業者としての意欲を喚起し、その自主的活動の助長を図るため、36道府県において優れた農業青年を「青年農業士」として認定し(平成14年度末認定者数9,405人)、併せて研究会の開催、青年農業士による先進地調査等を行った。